

(案)

鶴岡市子ども・子育て支援事業計画

未来をつくる子どもたち しっかり育む 子育てのまち 鶴岡

平成27年度～平成31年度



鶴 岡 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定方法	3

第2章 鶴岡市の子ども・子育てを取り巻く環境

1	子どもをめぐる状況	4
2	子育てに関する意識の現状	10
3	次世代プランの実施状況	13
4	基本的な課題	15

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本的視点	16
2	基本理念	17
3	基本目標	17

第4章 鶴岡市における施策

1	計画の体系	18
2	基本施策と取組み	19

第5章 事業計画

1	教育・保育提供区域の設定	25
2	幼児期の教育・保育の充実	25
3	地域子ども・子育て支援事業の充実	29
4	教育・保育等の一体的提供と提供体制の確保	34
5	放課後子ども総合プランの推進	36
6	関連施策	38

第6章 計画の推進

1	推進体制	41
2	進捗状況の管理・評価	41

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、子どもや子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会をめぐる状況、女性の社会進出や働き方の変化、景気動向や価値観の多様化など様々な要因により大きく変化しています。

国では、「エンゼルプラン」(平成6年)、「新エンゼルプラン」(平成11年)、「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」(平成15年)などにより、少子化対策等を総合的に推進してきました。しかしながら、出生率の低下は続いており、1人の女性が生涯に産む子どもの数を平均した合計特殊出生率は、平成25年で1.43と依然低く、人口維持の目安とされる2.07とはかなり乖離しています。また、全国的に喫緊の課題とされている保育所における待機児童問題のほか、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じている家庭が少なくないという現状もあります。

こうした中、平成24年8月、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)が成立し、公布されました。これらの法律に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実 を目指すとしております。

本計画は、これまで取組みを進めてきた「鶴岡市次世代育成支援対策推進後期行動計画 生命いきいき安心文化都市子育てプラン」(以下「次世代プラン」という)の課題等を整理し、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づける計画です。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

「次世代育成支援行動計画」策定の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」は平成 17 年 4 月から 27 年 3 月までの 10 年間の時限法でしたが、法改正により有効期間が 10 年間延長され、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の策定については、子ども・子育て支援法により子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けされたことに伴い、任意化されました。

本市では、これまで取組みを進めてきた「次世代プラン」の基本的な考え方等を本計画でも継承し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を併せ持つ計画とします。

(3) 子ども・子育てに係る総合的な計画

本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本となる「鶴岡市総合計画」をはじめ、鶴岡市障害福祉計画など関連の分野別計画との整合、連携を図り、子ども・子育てに関する総合的な計画として事業を推進します。

■鶴岡市総合計画

基本構想（平成 21 年度から 30 年度）、後期基本計画（平成 26 年度から 30 年度）

■子ども・子育て関連分野の個別計画

鶴岡市男女共同参画計画

鶴岡市母子保健計画

いきいき健康つるおか 21 保健行動計画

つるおか地域福祉プラン 2010（鶴岡市地域福祉計画）

新鶴岡市障害者保健福祉計画

鶴岡市障害福祉計画

鶴岡めんごいプラン（鶴岡市未来子育て環境計画）

鶴岡市食育・地産地消推進計画

鶴岡市子ども読書活動推進計画

3 計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としています。また、一部の施策については、次代の親づくりという視点から今後親となる若い世代も対象としています。

4 計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度とし、31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

5 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

計画を策定するための基礎資料を得るため、「鶴岡市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- ①調査対象 小学校就学前児童のいる 1,232 世帯（就学前児童の 20%を抽出）
- ②調査方法 郵送配布・回収（保育所利用家庭は保育所を通して配布・回収）
- ③回収状況 809 世帯（回収率 65.7%）
- ④調査時期 平成 25 年 10 月

(2) 庁内体制

庁内に関係各課で構成する「子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、全庁的な取り組みとして、共通認識のもとに計画を策定し、連携して事業を推進していくこととしました。

また、計画の策定にあたり、事業実施について具体的な検討を行うとともに、他の関連する分野の計画との整合性を図るため、庁内の子ども・子育てに関係する課の担当職員からなるワーキンググループを設置し、検討しました。

(3) 「鶴岡市児童福祉審議会」の実施

計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関として、児童の保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者等からなる「鶴岡市児童福祉審議会」を開催し、計画の内容について協議しました。

(4) 市民意見の反映

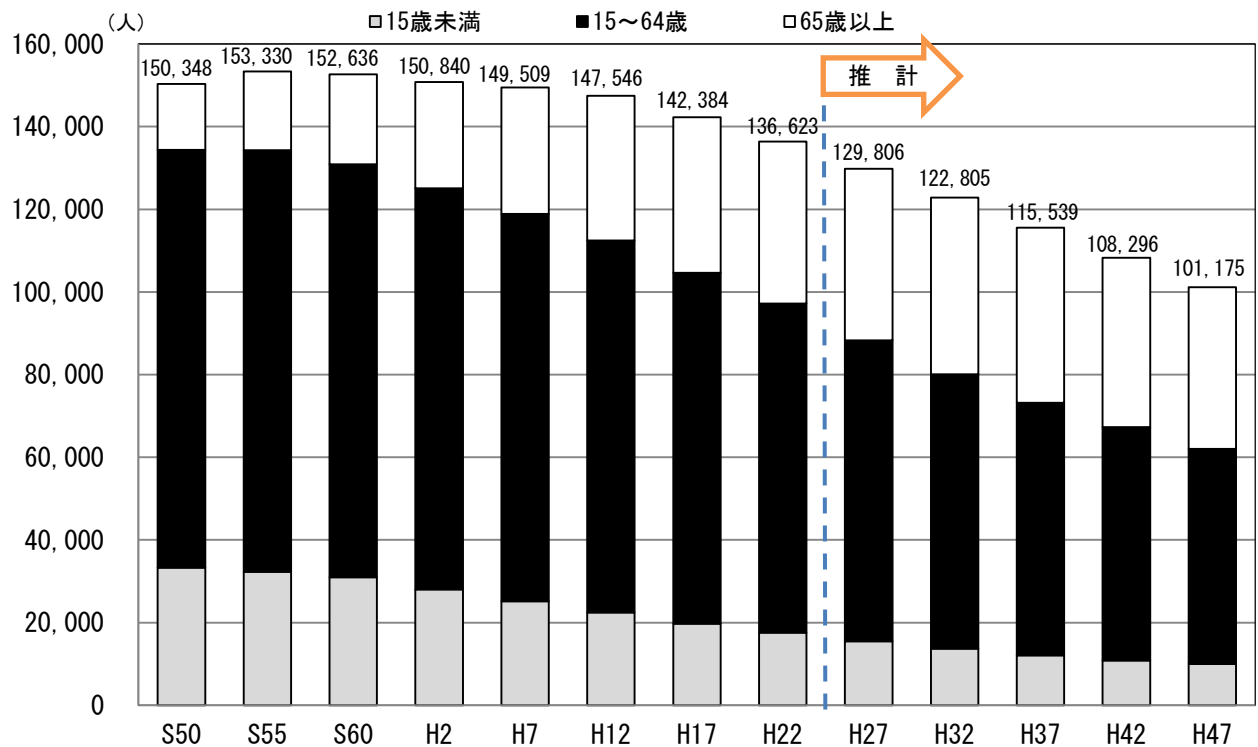
ニーズ調査のほか、子ども・子育てに関係する各種団体への意見聴取、パブリックコメントを実施しました。

第2章 鶴岡市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもをめぐる状況

●人口の見通し

本市の人口は昭和30年の177,859人をピークに減少し、平成22年には136,623人になりました。平成7年には、65歳以上の高齢人口が15歳未満の年少人口を上回り、以後その差は拡大し、少子高齢化が進行しています。

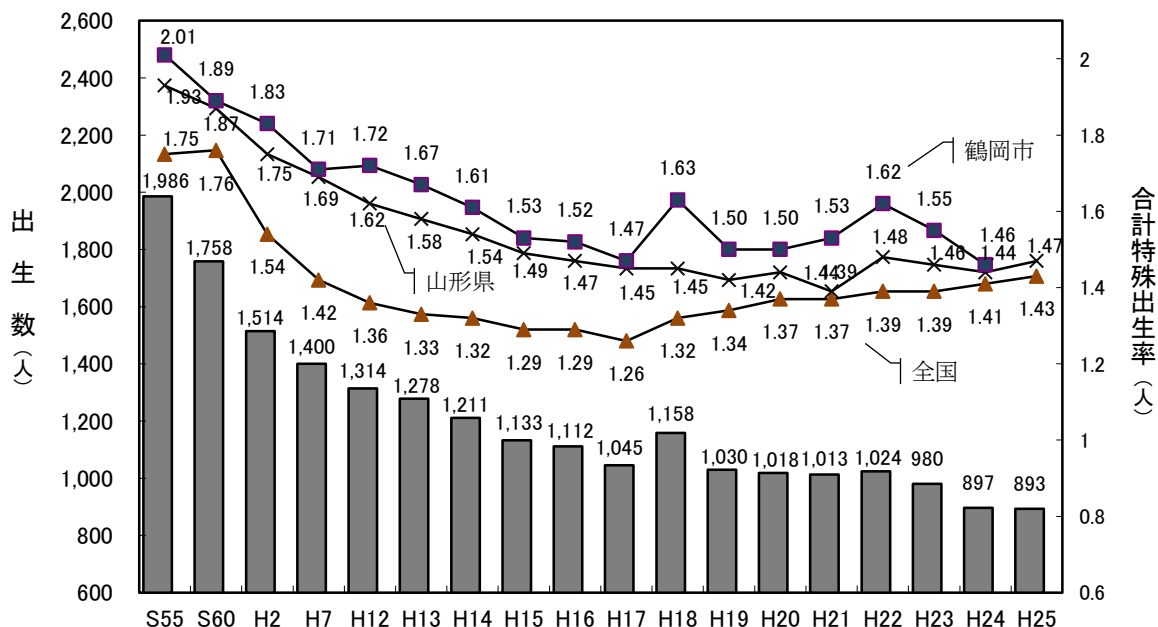


年齢区分別人口（資料：国勢調査。平成27年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口、平成26年3月）

●出生数と合計特殊出生率

本市の出生数は年々減少しており、平成25年の数値は住民基本台帳調べですが、30年前の約半分となっています。

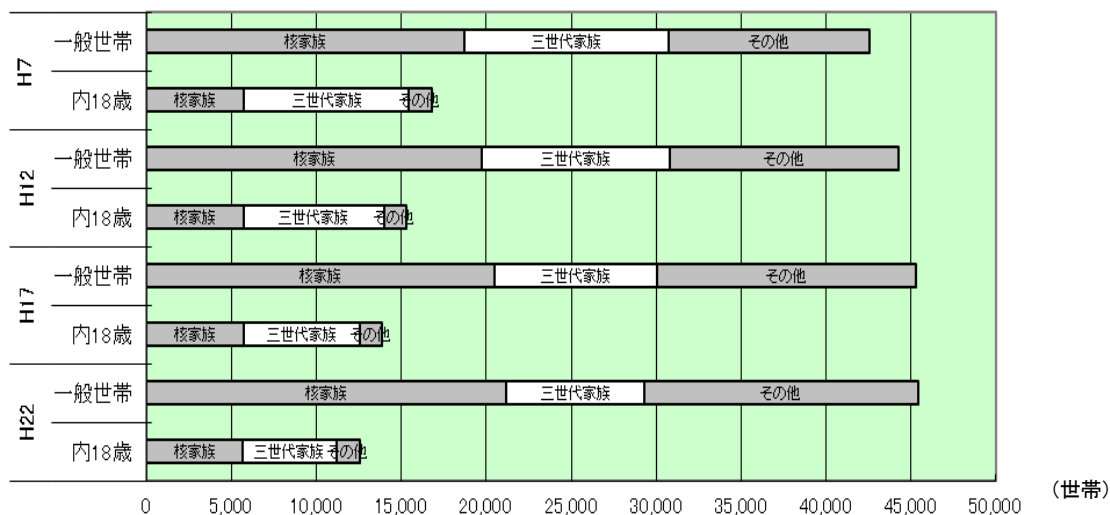
また、合計特殊出生率は、年々低下の傾向にあります。全国や山形県の合計特殊出生率は若干上がっているようにも見えますが、生まれてくる子どもの数の減少に比べ、母親になる年齢層の女性人口の減少が上回ったためと説明されています。



出生数と合計特殊出生率の推移 (資料：山形県保健福祉統計年報)

●世帯の状況

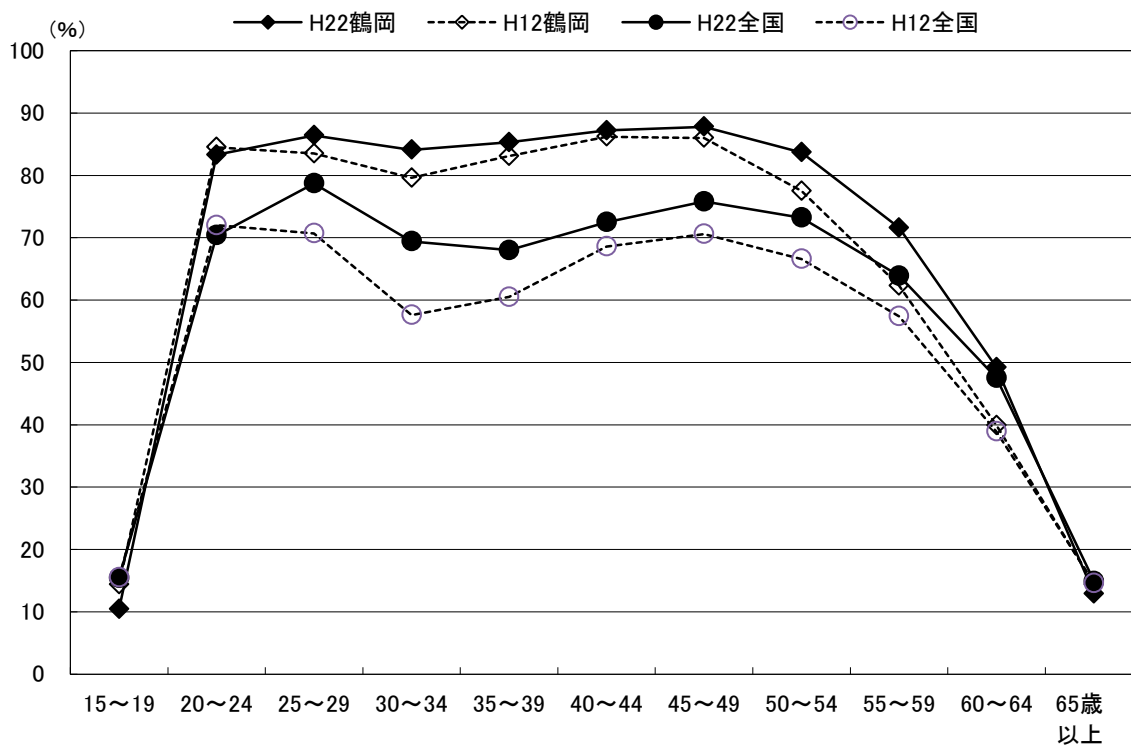
核家族世帯は年々増加傾向にあり、平成22年は全体の46.7%が核家族世帯です。一方、三世代同居は減少の傾向にあり、それは18歳未満のいる家庭でも同様な傾向を示しています。



核家族と三世代家族世帯数の推移 (資料：国勢調査)

●女性の就労状況

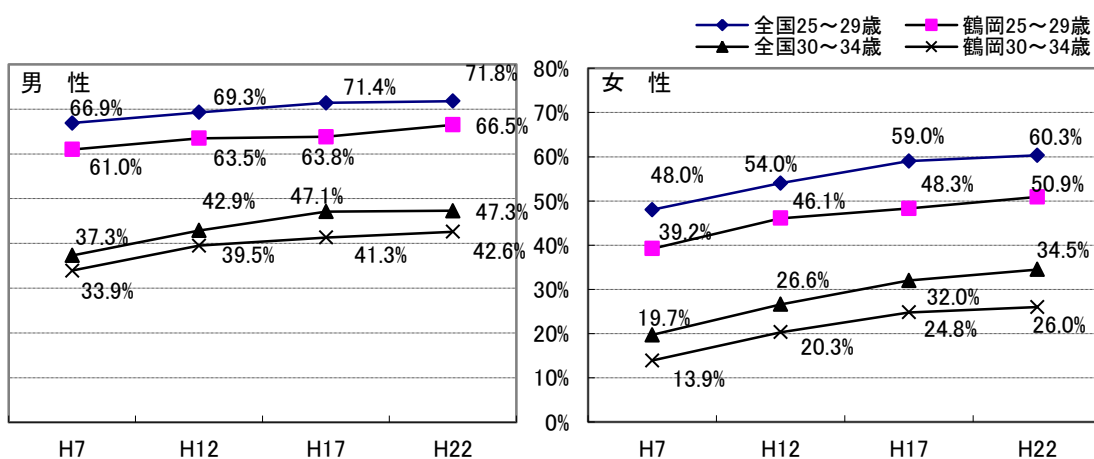
本市の女性の年齢別就業率は、ほとんどの年齢層で全国よりも高い水準にあります。全国的に、結婚や出産期となる30歳から40歳頃には女性の就業率は下がる傾向にありますが、本市ではその年代での就業率の低下も少なく、特に、平成22年の就業率は20歳から40歳で同じような割合となっています。



女性の年齢別労働力率 (資料：国勢調査)

●晩婚化・未婚化の進行

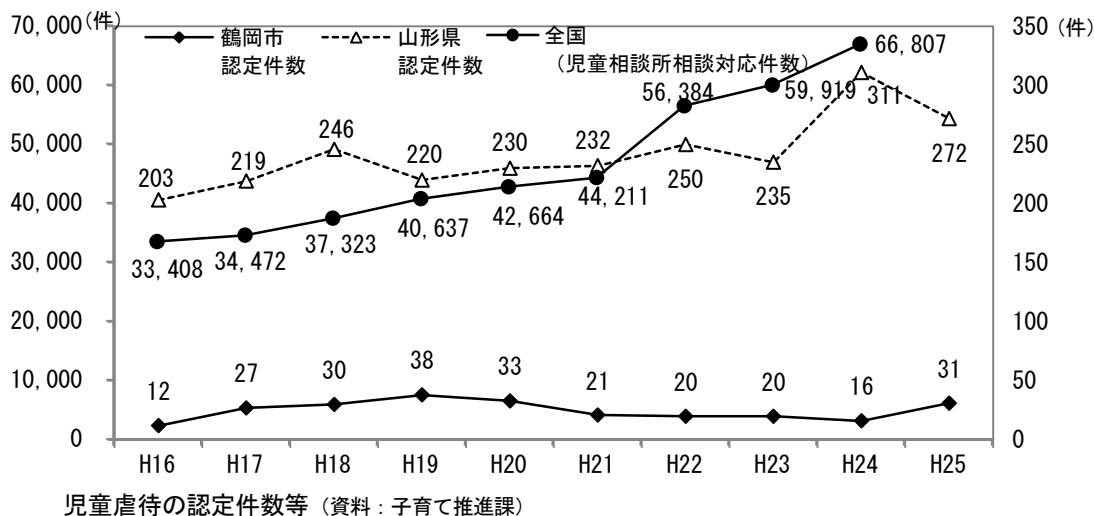
平成22年の本市の未婚率は30~34歳の男性が42.6%、女性が26.0%で、全国平均よりは低くなっているものの、男女とも年々高くなる傾向にあり、晩婚化・未婚化が進行しています。



年齢別未婚化の推移 (資料：国勢調査)

●児童虐待の相談状況

全国的に問題となっている児童虐待について、本市においても例外ではなく、平成 25 年度の児童虐待認定件数は 31 件となっています。



●ひとり親家庭の状況

母子家庭や父子家庭といった「ひとり親家庭」は、近年、横ばいで推移しており、平成 25 年度の本市の母子家庭は 1,435 世帯、父子家庭は 226 世帯となっています。ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を担っており、日常生活の中で様々な困難に直面しています。

ひとり親家庭の世帯数 (資料：子育て推進課、山形県統計企画課)

区分	鶴岡市					山形県				
	母子世帯			父子世帯		母子世帯			父子世帯	
	世帯数	うち若年	割合 %	世帯数	割合 %	世帯数	うち若年	割合 %	世帯数	割合 %
H21	1,393	433	3.02	218	0.47	11,202	3,141	2.86	2,179	0.56
H22	1,447	422	3.13	206	0.45	11,535	3,144	2.94	2,217	0.56
H23	1,466	394	3.21	238	0.52	11,763	3,108	3.01	2,321	0.59
H24	1,435	369	2.97	234	0.48	(公表なし)				
H25	1,435	383	2.97	226	0.46	(調査未実施)				

※「若年」は、35 歳未満。対象児童は、18 歳未満(障害を有する場合は 20 歳未満)。

●乳幼児の自閉症など発達が気になる子どもの状況

乳幼児の自閉症など発達が気になる子どもが年々増加しています。子どもの障害については、早期発見と保護者や保育士がその子どもの障害や特性の理解を深め、それにあった関わり方や支援を学んで実践することが課題となっています。

年齢別障害児数 (平成 26 年 10 月現在、資料：子育て推進課)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	(単位：人)
自閉症スペクトラム(疑い含む) ^{※1}				7	20	23	50	
注意欠如・多動性障害(疑い含む)					1	5	6	
その他障害 ^{※2}			4	7	8	11	30	
気になる子 ^{※3}			5	17	6	3	31	
計	0	0	9	31	35	42	117	

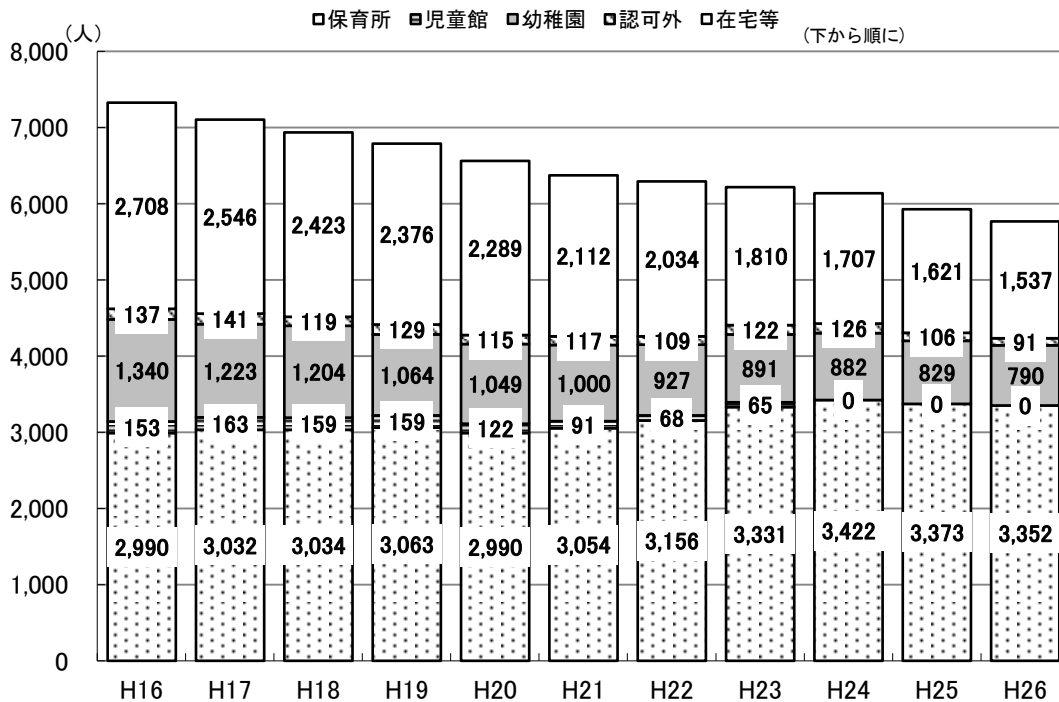
※1 自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群・高機能自閉症等。

※2 言語の遅れ・不明瞭、ダウン症、発達遅延、精神運動発達遅延等。

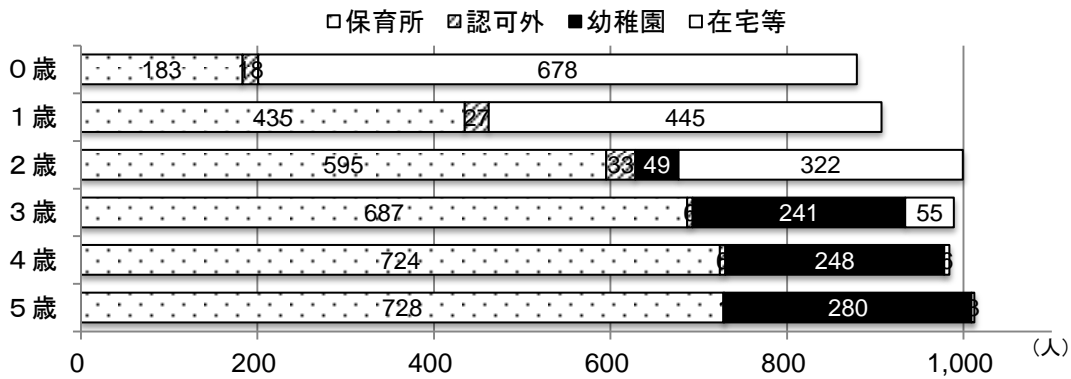
※3 何らかの障害があるとは診断されていないが、会話が成立しにくい、落ち着きがない、かんしゃくを起こしやすい等、集団保育の中で見守りや個別対応を要する子ども。

●就学前の保育の状況

就学前の児童数は年々減少し続けていますが、保育所の利用者は増加、幼稚園児と家庭でみている児童は減少しています。平成26年4月現在の保育所入所者は全体の約58.1%の3,352人で、そのうち約3分の1が3歳未満の低年齢児となっています。



就学前児童の保育状況の推移 (資料：子育て推進課)

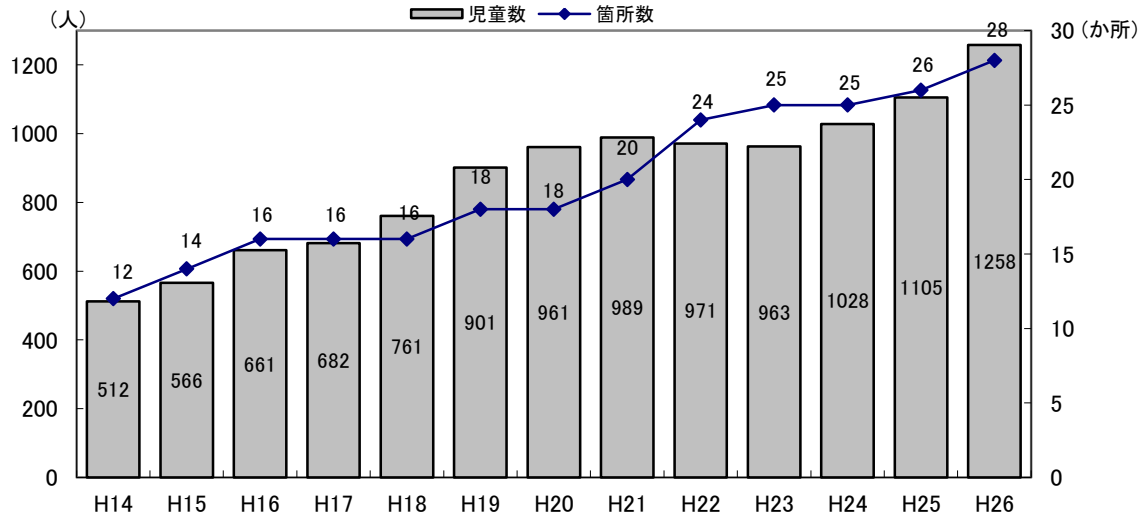


平成26年度年齢別保育状況 (資料：子育て推進課)

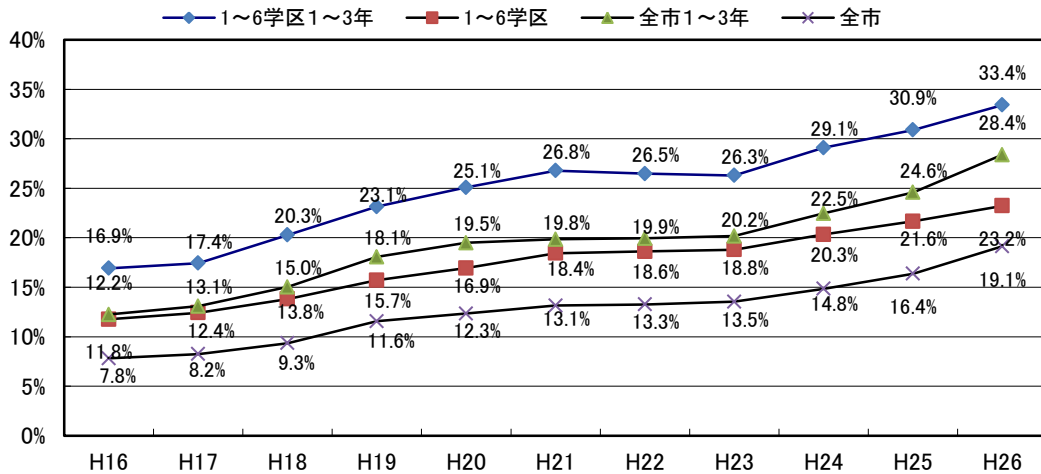
●放課後児童クラブの状況

放課後や長期休暇等の日中、保護者がいない家庭の小学生を預かる放課後児童クラブは、設置数、登録児童数ともに増加傾向にあり、平成26年は28クラブ、1,258人の児童が登録しています。

最も利用率が高いのは鶴岡地域市街地の低学年で33%、全市では19%となっており、少子化で児童は減少しているものの、核家族化や共働き世帯の増加などにより利用者は増加の傾向にあります。



放課後児童クラブ数と登録児童数の推移 (資料：子育て推進課)



放課後児童クラブの利用率の推移 (資料：子育て推進課)

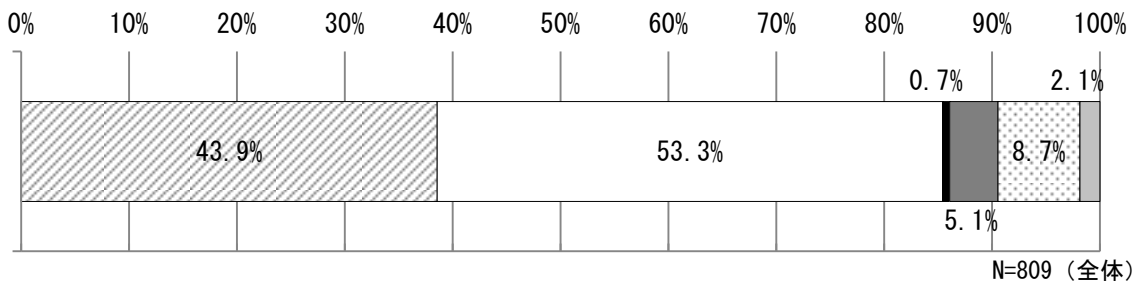
2 子育てに関する意識の現状

小学校就学前児童のいる家庭を対象に実施した「鶴岡市子ども・子育て支援ニーズ調査」(H25年度)から概要を報告します。

●父母の就労状況(現状と希望)

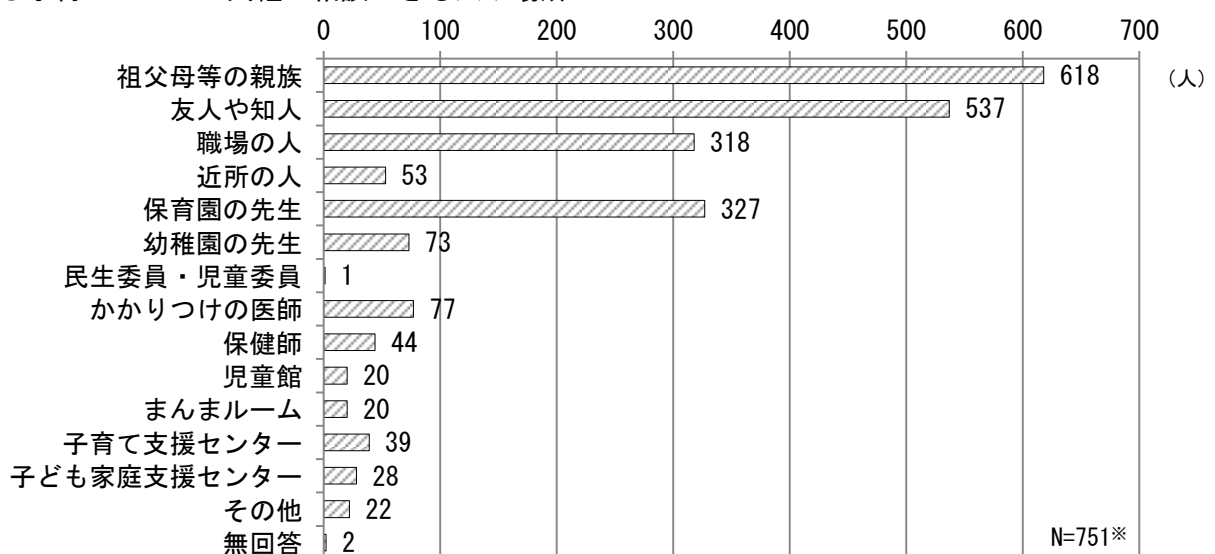
父母の就労状況	現在	潜在 (就労希望含む)
専業主婦(夫)	11.0%	7.6%
フルタイム×フルタイム	57.5%	60.2%
フルタイム×パートタイム	23.2%	23.9%
パートタイム×パートタイム	0.2%	0.2%
無業×無業	0.2%	0.2%
ひとり親	7.9%	7.9%
合計	100.0%	100.0%

●日頃子どもをみてもらえる親戚・知人



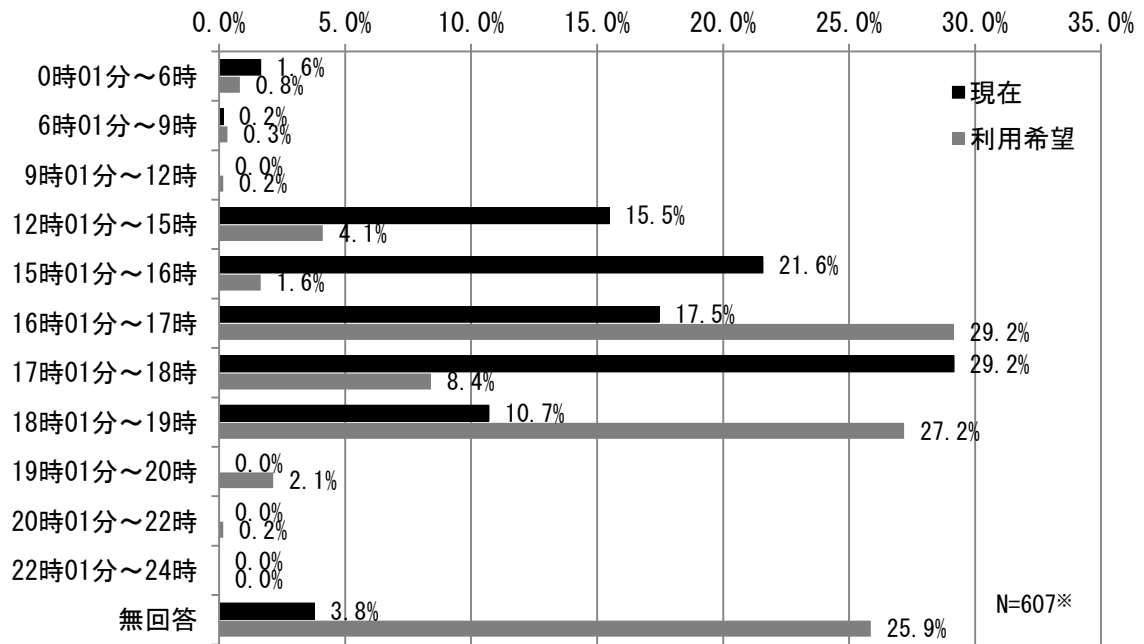
- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
- 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- いずれもない
- 無回答

●子育てについて気軽に相談できる人や場所



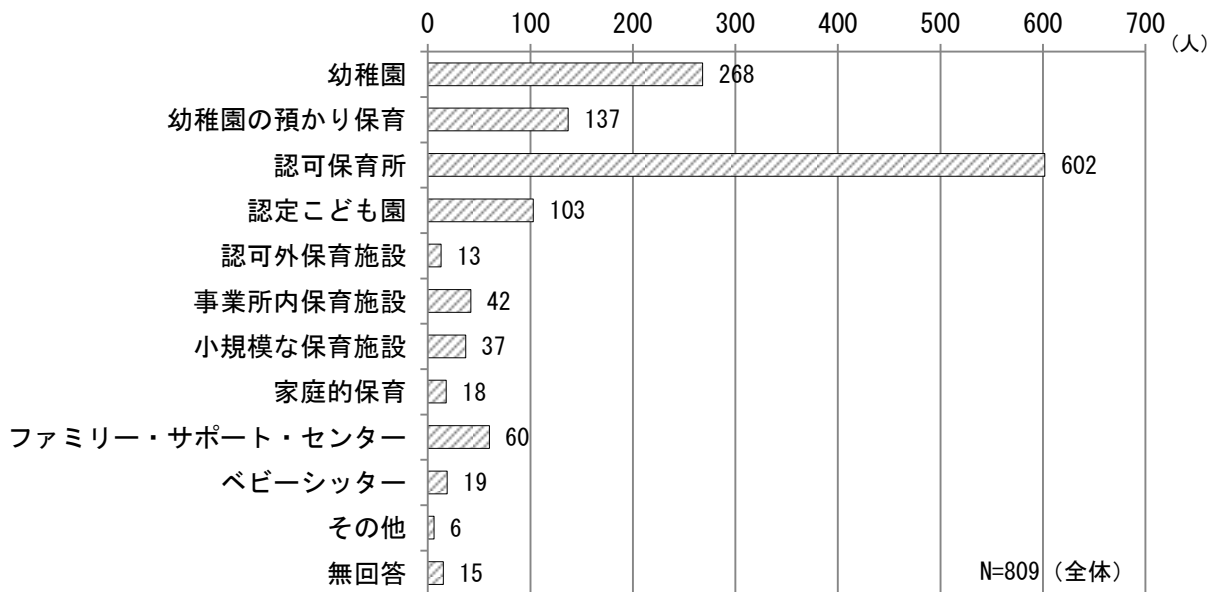
※「子育てについて相談できる人や場所がある」と回答した751人を対象に調査。

●教育・保育事業の現在の利用終了時刻と希望する利用終了時刻

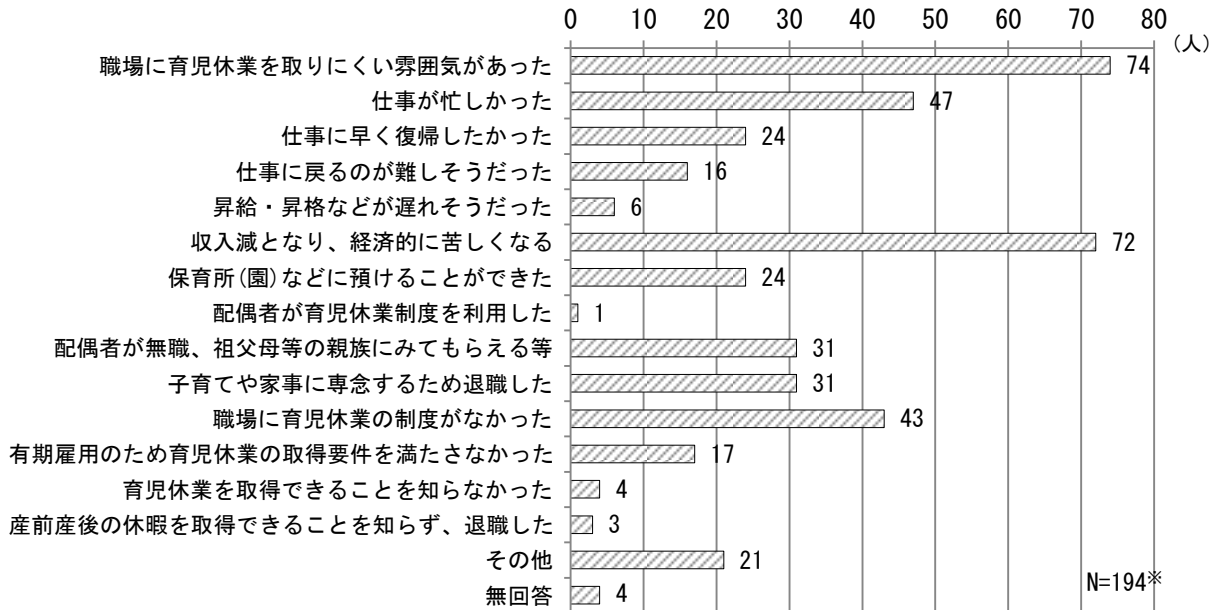
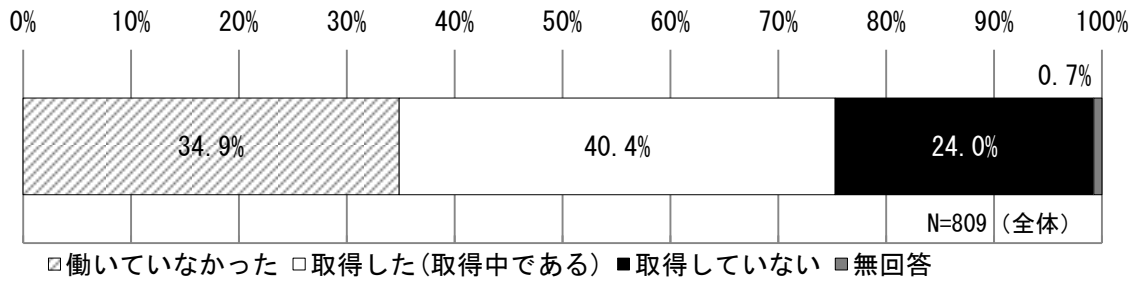


※「現在、定期的に教育・保育を利用している」と回答した607人を対象に調査。

●定期的に利用したい教育・保育事業

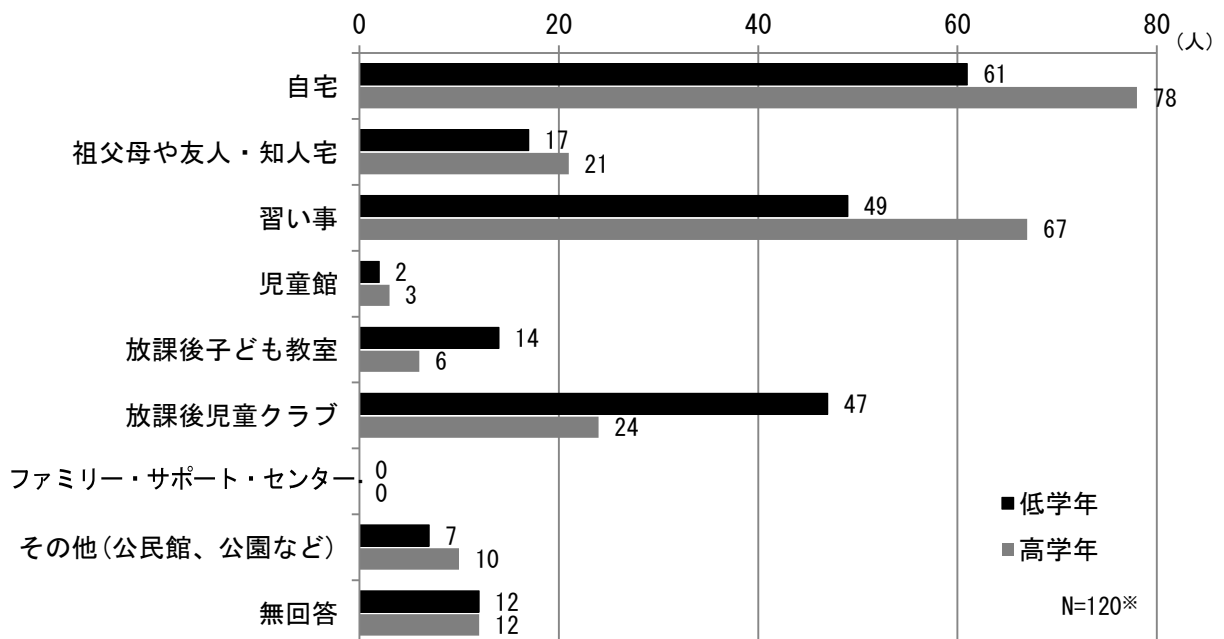


●育児休業の取得状況と取得していない理由（母親）



※「育児休業を取得していない」と回答した194人を対象に調査。

●放課後、過ごさせたい場所



※5歳以上の子どもの保護者120人を対象に調査。

3 次世代プランの実施状況

鶴岡市次世代育成支援対策推進後期行動計画（平成 22 年度から 26 年度）では、「恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし 子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡」を基本理念とし、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会を目指し、6 つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開に取り組んできました。

●基本目標 1 地域で子育てを支援する環境づくり

核家族化や少子化の進行に伴う子育ての孤立化や負担感の増大を防ぎ、子育てが楽しいと感じられるようにするため、27 事業について取り組みました。

平成 22 年 4 月に子育て支援の中核施設としての役割を担う「子ども家庭支援センター」を開設し、子育てに関する情報提供や相談・支援体制の充実を図りました。また、地域の育児サークルの育成、子育て支援センターの機能充実を促進し、地域全体で子育てを支える環境づくりを推進しています。また、多様な子育て支援に対するニーズに応えるため、一時預かりや延長保育などの特別保育事業、病児・病後児保育事業などの充実を図っています。

●基本目標 2 母子の健康の確保及び増進

妊娠・出産から新生児期及び乳幼児期までの母親と子どもの健康が確保されるよう、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を図りながら、18 事業（うち 1 事業は平成 24 年度までに終了）に取り組みました。

子どもを健やかに生み育てる環境を整えるため、妊婦健康診査に対する助成や保健師・助産師等による健康相談や訪問指導など、妊娠期から一貫した支援を実施しました。これらにより、ハイリスク妊婦や要支援家庭の早期発見、早期支援につなげることができ、さらには児童虐待の未然防止にも効果があったと考えられます。

また、乳幼児健診の 100%受診を目指した取組みを進めるとともに、予防接種や育児相談の実施による疾病予防や発達確認を行い、育児に対する不安を軽減し、子どもの健やかな成長を促進してきました。

●基本目標 3 心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を認識し、連携のもとに地域社会全体で子どもを育てるという観点に立ち、次代を担う子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう 36 事業（うち 2 事業は平成 24 年度までに終了）に取り組みました。

より良い教育環境の整備促進を図るため、教職員の研修や特別支援教育体制の充実、環境教育や食育の推進などに取り組んでおり、今後もさらなる充実強化を目指していきます。

また、幼児期から継続した読書活動を推進する計画を策定したほか、放課後子ども教室など地域の力を活用した事業の展開に取り組んでいます。

●基本目標 4 子どもに安全安心な環境の整備

子どもや子育て家庭が地域において安全・安心で快適な生活ができるよう 21 の事業（うち 1 事業は平成 24 年度までに終了）に取り組みました。

地域の道路や公園等の生活環境を整備するとともに、子どもが交通事故や犯罪等に巻き込まれないようにするため、地域住民と協力し合い、見守り隊や子ども 110 番の設置等に継続して取り組んでいます。

●基本目標5 仕事と子育ての両立の推進

若者が地域に定着し、安心して結婚・出産・子育てができるよう16事業に取り組みました。

就業機会の確保や労働環境の整備に向けた取り組みを進めるとともに、働きながら子育てをするための各種支援制度の周知や相談体制の整備を図ってきました。また、家庭内の役割分担の見直しや育児負担の軽減に向け、父親向けの育児講座を開催するなど意識の向上に努めました。

仕事と子育ての両立には、子育て支援策の拡充とともに就労環境の整備が重要であり、さらに取り組みを進めていくものです。

●基本目標6 保護や支援を要する子どもへのきめ細やかな取り組み

児童虐待や障害児、ひとり親家庭など、社会的に保護や支援が必要な子どもに対する取り組みとして、19の事業に取り組みました。

関係機関とのネットワークを構築し、地域の中で安心して暮らせる体制づくりを進めています。年々増加傾向にある児童虐待に関する相談の背景には、親の養育力に関わる問題があり、虐待の未然防止と早期発見のための取り組みをさらに進めていく必要があります。また、発達障害児等に対しては、保護者への支援も含めた総合的かつ継続的な支援が必要とされることから、さらなる体制整備・強化が求められています。

4 基本的な課題

(1) 子育てを通じた「親としての成長」を支える環境づくり

社会環境の変化等による地域コミュニティの脆弱化や核家族化の進行に伴い、子育てを取り巻く環境や子育てに対する意識も変化しています。育児経験の不足から、育児の方法がわからない、自分の子育てに自信がないなど育児不安を抱える親が増えており、育児書や子育てに関するインターネットサイトでの情報があふれる中で、身近な家族や地域の中でのコミュニケーションを通じた子育て支援ができていない状況がみられます。

また、共働き世帯の増加や働き方の多様化により、早朝保育や延長保育、一時預かりなど、様々な保育サービスの充実を求める声も多く、その対応も課題となっています。

このほか、ひとり親家庭については、子育てに関する負担が大きいことに加え、経済的にも不安を抱える家庭が多く、児童扶養手当の拡充や就労支援による経済的な自立を促すことが求められています。

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、親としての責任を果たせるよう「親としての成長」を支えることも子育て支援の一端であるといえます。地域や社会が子育て中の親たちに寄り添い、子育てに対する不安や負担感を軽減し、「親育ち」を支えていく環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

子どもの健やかな成長は、誰しものが願うものです。乳幼児健診や予防接種などの受診率をさらに向上させ、子どもの疾病予防や発達の確認を適切に行う体制づくりが必要とされています。さらに、小児医療の充実を図り、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりが求められています。

また、自閉症スペクトラム障害などの特別な支援を要する子どもも増加の傾向にあります。育てにくさから虐待につながるおそれもあり、その支援体制の整備は重要な課題です。

妊娠・出産から新生児期及び乳幼児期、そして学童期へと一貫した切れ目のない支援により、要支援の家庭及び子どもの早期発見、早期支援につなげていくことが可能となります。親の育児不安の軽減と虐待の未然防止を図るため、育児相談体制の充実、関係機関との連携による支援体制の整備が課題となっています。

(3) 就学前児童の教育・保育環境の整備及び学童期の放課後の居場所づくり

少子高齢化や核家族化の進行等に加え、保護者の働き方も多様化しており、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。女性の就業率の高まりにより、保育所の入所児童数は年々増加し、特に0～2歳の低年齢児の入所希望が増えており、希望する保育所に入所できない状況もあります。このような保育ニーズに応えるために、保育の質・量ともに拡充していく必要があります。

また、認定こども園、幼稚園、保育所がそれぞれの機能を十分に果たせるよう、環境整備を進めるとともに、子どもの健やかな育ちを最優先とした質の高い教育・保育の推進が課題です。

加えて、子どもが小学校に上がる時に直面すると全国的にも言われている「小1の壁」対策として、放課後児童クラブや放課後子ども教室の質・量の拡充にも取り組んでいく必要があります。

(4) 子育てと仕事の両立支援

「イクメン」という言葉が流行語になるなど共働き世帯を中心に育児へ積極的に参加する父親が増えてきている一方で、子育ては母親が行うものという意識は根強く、母親ひとりに育児の負担がかかっているという状況も少なくはありません。家庭内の役割分担や家族が協力して子育てを行うような意識の向上に努める必要があります。

加えて、出産後も女性が安心して働き続けることのできる労働環境の整備も重要な課題となっています。企業での育児休業制度等の十分な活用など、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスへの取り組みの推進も重要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点

本計画の推進にあたっては、以下の8つを基本的視点とし、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取組みを進めます。

(2) 「親育ち」の過程を支援の視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを和らげることを通じて、親として成長し、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。

(3) 次世代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取組みを進めます。

(4) 社会全体による支援の視点

子どもは地域の宝であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。そのためには、子ども・子育て支援は地域や社会全体で広く取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進める仕組みづくりを推進します。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

出産に伴う女性の就労継続の厳しさや子育て世代の男性の長時間労働などの現状をふまえ、負担感をできるだけ減らし、心豊かな生活ができるよう、職業生活と家庭生活との両立に向けた取組みを進めます。

(6) 全ての子どもと家庭への支援の視点

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家庭の状況等により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を支援します。

(7) サービスの内容・質・量を充実する視点

社会環境の変化や子育て支援に関するニーズの多様化に対応できるよう、サービス内容や供給量を適切に確保するとともに、人材の資質向上等サービスの質も確保して、多様かつ総合的な取組みを計画的に進めます。

(8) 地域の実情に応じた視点

地理的な特性や人口、産業構造、社会的資源の状況等によって、本市には多様な地域が存在しています。そのため、子ども・子育て支援の更なる充実を図るためには、山や海などの豊かな自然や古くから培われてきた伝統や文化など、地域の特性に応じた取組みを効果的に推進します。

2 基本理念

この計画において本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、本市が目指すべき基本理念として次世代プランの基本理念を継承し、次のとおり掲げます。

『恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし
子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡』

鶴岡市は山野や川・海など豊かな自然環境に恵まれ、また、歴史や伝統文化が息づくまちです。こうした恵まれた環境を十分に活かし、また、地域住民や社会全体が力を合わせ、全ての子どもが安心して暮らせるまちを目指します。

3 基本目標

この計画では、これまで進めてきた「次世代プラン」の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」をふまえ、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

●基本目標1 子どもを通じた「親育ち」を支えあいます

親は子育てについての第一義的責任を有しますが、少子化や核家族化の進行に伴い、この責任を十分に果たせない家庭が増加しています。このため、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、身近な地域の様々な世代の人が親子を支援することができる取組みを推進し、より良い親子関係の形成に寄与します。

●基本目標2 子どもの健やかな成長を守ります

子どもの健康が確保されるよう、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を図りながら、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

このほか、児童虐待や障害児など、社会的に保護や支援が必要な子どもに対し、関係機関とのネットワークを充実させ、きめ細やかな取組みを推進します。

●基本目標3 心身の健やかな成長に向けた教育・保育環境を整備します

少子高齢化や核家族化の進行等に加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況に対応するため、認定こども園や幼稚園、保育所を量・質の両面から充実させるとともに、小規模保育などの地域型保育事業の拡充も進めていきます。

また、子どもが自由に学び、遊べる放課後等の居場所づくりを進めます。

●基本目標4 子どもと仕事が両立できる環境をつくります

女性の就業率の上昇とともに、人々の働き方も多様化しています。事業主の理解と協力のもと、仕事と家庭生活が両立できる環境の整備を図ります。

また、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさや難しさを共有できるように、働き方や家庭内の役割分担等について学習する機会を提供します。

第4章 鶴岡市における施策

1 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし 子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡	1 子育てを通じた「親育ち」を支えあいます	1-1 多様な子育て支援サービスの充実
		1-2 妊娠・出産期への支援
		1-3 ひとり親家庭の自立支援の推進
	2 子どもの健やかな成長を守ります	2-1 子どもの心と体の健康づくりの推進
		2-2 障害児施策の充実
		2-3 要保護児童等への支援
	3 心身の健やかな成長に向けた教育・保育環境を整備します	3-1 就学前教育・保育の充実
		3-2 放課後児童の居場所づくりの推進
	4 子育てと仕事が両立できる環境をつくれます	4-1 職場環境の整備
		4-2 男女共同参画意識の醸成

2 基本施策と取組み

基本目標 1		子育てを通じた「親育ち」を支えあいます
基本施策 1-1		多様な子育て支援サービスの充実
★事業計画記載事業		
主な取組み	内容	担当課
利用者支援事業（新規）★	子育て中の親子等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行います。必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等も実施して、利用者支援を行います。	子ども家庭支援センター
延長保育事業	★就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。	子育て推進課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）★	保護者が社会的な事由により一時的に保育が困難となった場合や、仕事により帰宅が夜間にわたる場合など、施設において子どもの養育を行います。	子育て推進課
地域子育て支援拠点事業★	未就園児に遊びの場を提供するとともに、子育て中の親子等が気軽に集い、情報交換や相談ができる機会を提供します。	子ども家庭支援センター、各庁舎市民福祉課
一時預かり事業	★保護者の就労や傷病・入院、育児に伴う心理的・身体的負担軽減のため等、一時的に保育所などで保育を行います。 ・一時預かり（一時保育） ・特定保育 ・幼稚園型一時預かり（新規）	子育て推進課
病児保育事業	★保護者の勤務の都合・傷病・冠婚葬祭等により家庭で保育が困難な病気の子どもを一時的に預かります。 ・病児・病後児対応型 ・体調不良児対応型	子育て推進課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）★	安心して働くことができる環境づくりのために、子どもを預けたい「お願い会員」と預かってくれる「まかせて会員」の登録及び利用調整を行います。子育て経験者等の参加を得て「まかせて会員」の増加に努めるとともに、事業の利用拡大を図ります。	子ども家庭支援センター
育児に関する学習会・交流会・講演会の開催	子育てに関する学習会や講演会の開催、交流会の実施により子育てに対する親の認識を高めるとともに、関係機関の連携を強化しながら子育てを支援します。	子ども家庭支援センター、各庁舎市民福祉課
育児サークルの育成・支援	親子での遊びなどを通じ、子育て中の親等の交流や情報交換を目的とする自主的なグループの活動を支援します。	子ども家庭支援センター、各庁舎市民福祉課
児童館事業の充実	児童の健全育成を図るため、健全な遊び場を確保し、健康増進、情操を高めること等を目的とする自由来館型児童館の事業の拡充を図ります。	子育て推進課
転入家族への支援	孤立しがちな転入者に地域の情報を提供するとともに、仲間づくりのきっかけを提供します。	子ども家庭支援センター
子育て情報発信の充実強化	子育て支援の中核施設である子ども家庭支援センターに子育て情報を集約し、ガイドブック等の作成や配布、インターネットによる情報提供により、適切な情報を広く発信します。	子ども家庭支援センター
育児教室	育児に関する情報提供を行い、親の育児力の育成を図ります。	健康課、各庁舎市民福祉課
育児相談	子どもの発育・発達の確認や親同士の交流・情報交換の場をつくり、育児不安の解消を図ります。	健康課、各庁舎市民福祉課
すこやかな子どもを生み育てるネットワーク推進事業	「すこやかな子どもを生み育てるネットワーク推進委員会」を中心に、子育てにかかわる関係機関・組織が情報を交換し、連携を密にしながら、効果的な母子保健活動を推進します。	健康課
育児相談体制・機能の充実	子育て全般、家庭問題に係る相談体制及び機能の充実を図ります。	子ども家庭支援センター、健康課、各庁舎市民福祉課
家庭教育支援	子育て家庭を対象に家庭教育に関する情報や学習機会を提供するとともに、PTA等の学習活動を支援します。	社会教育課

基本施策 1-2	妊娠・出産期への支援
----------	------------

★事業計画記載事業

主な取組み	内容	担当課
妊婦健康診査事業	★妊婦健康診査受診票を14回分交付し、妊娠に伴う疾病の早期発見治療と健康管理を推進し、安全安心な妊娠出産を支えます。	健康課、 各庁舎市民福祉課
母子健康手帳交付	妊娠届により母子健康手帳の交付を行います。	健康課、 各庁舎市民福祉課
妊婦健康相談	健康相談を行い、妊娠中の不安軽減や安全安心な出産を支えます。また、ハイリスク妊婦に対しては必要に応じ訪問を実施し、不安軽減や早期支援による虐待防止を図ります。	健康課、 各庁舎市民福祉課
パパママ教室	父親・母親になるため、こころの準備や体の健康管理等さまざまな環境を整え、安心して出産育児に取り組んでいくための学習の場を提供します。	健康課、 各庁舎市民福祉課
産褥期訪問指導	産褥期（産後6～8週）訪問指導を行い、子どもの発育・発達確認や産後うつ等の早期発見、及び育児不安のある親子への継続訪問による支援強化を図ります。	健康課、 各庁舎市民福祉課
特定不妊治療費助成	不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成します。	健康課
妊婦サポート（新規）	支援が必要な妊婦や支援を求めている妊婦に対し、妊娠期から助産師による電話相談や家庭訪問を行い、必要な支援と情報提供を行います。	健康課
子育てデビューサポート（新規）	これから出産・子育てをする家庭が安心して子育てできるように、産前から子ども家庭支援センターや先輩ママとつながり、産後も交流を持てるような取り組みを行います。先輩ママを育成し、新婚家庭や妊婦などのサポート役として子育て家庭を支えます。	子ども家庭支援センター
住宅リフォーム工事補助	婚姻・出産時に、既存の木造住宅等をリフォーム工事する際に補助します。	建築課

基本施策 1-3	ひとり親家庭の自立支援の推進
----------	----------------

主な取組み	内容	担当課
ひとり親家庭生活支援	ひとり親家庭の交流と生活向上の支援のための講座を開催します。	子育て推進課
母子・父子自立支援員配置	ひとり親家庭の身近な相談相手となり、様々な問題解決を図ります。	子育て推進課
ひとり親家庭自立支援	就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、より良い就業を支援します。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付 ・高等職業訓練促進給付	子育て推進課
児童扶養手当の支給等	ひとり親家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・児童扶養手当の支給 ・母子及び寡婦福祉資金の貸付 ・ひとり親家庭等医療費助成	子育て推進課、 国保年金課
未婚のひとり親家庭の保育料軽減	未婚のひとり親家庭の認可保育所等の保育料を算定する際、税法上の「寡婦（夫）控除」をみなし適用して、保育料を軽減します。	子育て推進課

基本目標 2	子どもの健やかな成長を守ります
--------	-----------------

基本施策 2-1	子どもの心と体の健康づくりの推進
----------	------------------

★事業計画記載事業

主な取組み	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 ★ (こんにちは赤ちゃん事業)	生後 4 か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスを提供し、地域の中で子どもを健やかに育成できる環境整備を図ります。	健康課、 各庁舎市民福祉課
乳幼児健康診査	疾病・異常の早期発見と対応、育児や健康づくりの支援・助言の場として、4 か月児・7 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に乳幼児健康診査を実施します。	健康課、 各庁舎市民福祉課
健診未受診者への家庭訪問	健診未受診者へ家庭訪問を実施し、虐待防止の視点や障害があるなど育児支援を必要とするハイリスク家庭を把握し、個別指導を行います。	健康課、 各庁舎市民福祉課
健診後フォロー	健診で精密健康診査やフォローが必要となった場合に、おやこ教室や育児相談等で発達相談を行うとともに、必要に応じ専門機関へ紹介していきます。在園児については、保育所等と情報交換を行い、集団生活の場での発達観察や保護者の不安や悩み、子どもの成長について連携し支援していきます。	健康課、 各庁舎市民福祉課
予防接種	予防接種法に基づき、安全で有効な予防接種を実施します。また、未接種者への接種勧奨に努め、接種率の向上を図ります。	健康課、 各庁舎市民福祉課
歯科健診・保健指導	1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診で、歯科健診及び歯科衛生士による保健指導を行います。また、1 歳 6 か月健診で希望者へフッ素塗布を実施します。	健康課、 各庁舎市民福祉課
元気キッズ教室	肥満や低身長幼児を対象に成長発達の経過観察を行います。特に肥満児については、小児生活習慣病予防のための食事やおやつとり方、生活リズムなど生活習慣の改善を図ります。	健康課
小児医療の充実	休日夜間診療所に小児科医を配置し、小児医療の確保・充実を図ります。	健康課
子育て支援医療	乳幼児及び小・中学生の医療費の全額を助成し（入院時の食事代等は除く）、心身の健康確保を図ります。	国保年金課
未熟児養育医療	未熟児の養育のため病院等で入院治療が必要な場合に、医療の給付を行います。	健康課
食育推進	食生活のスタートである乳幼児期からよい食習慣を育むきっかけをつくるため、乳幼児健診等での離乳食・幼児食指導、保育所・幼稚園・学校等での野菜作りや収穫後の試食を行います。 地区単位で幼児・学童を対象に、親子クッキングや地域の食材を生かした料理など子どもの年代にあった食育指導を実施するほか、地域の食育活動への支援なども行います。	健康課、 子育て推進課、 政策企画課、 学校教育課、 各庁舎市民福祉課
児童手当の支給	0 歳から中学校修了前の児童を対象に、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子どものための手当を支給します。	子育て推進課

基本施策 2-2	障害児施策の充実
----------	----------

主な取組み	内容	担当課
障害児通所支援の充実	障害児の通所利用について、サービスの充実を図ります。また、ニーズの高まりも予想されることから、提供体制の構築も図っていきます。 ・児童発達支援…未就学児の日常生活における基本的動作や自立した生活のための知識・技能の習得、又は集団生活への適応訓練を行います。 ・放課後等デイサービス…放課後や休業日に施設等へ通う就学児へ、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進支援等を行います。 ・保育所等訪問支援…子どもが通う保育所・幼稚園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	福祉課、 子ども家庭支援センター、 各庁舎市民福祉課
障害福祉サービスの充実	障害児がいる世帯に対し、身体介護、家事援助などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う居宅介護や、介護者の病気などにより一時的に自宅での介護が困難になった場合の短期入所による介護サービスの提供など、生活維持や介護者の負担軽減を図ります。	福祉課、 各庁舎市民福祉課

地域生活支援事業	在宅の障害児に対し、日常生活を容易にするための用具の給付、紙おむつの支給、社会参加を促進するための移動支援、福祉タクシー券及びガソリン券の給付、保護者のリフレッシュや就職活動等の際に利用できる日中一時支援（タイムケア）などのサービスを提供します。	福祉課、 各庁舎市民福祉課
障害児相談支援事業の充実と利用者支援事業との連携	障害児の福祉に関する情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う障害児相談支援の充実を図ります。このほか、利用者支援事業において障害児支援の必要があると判断される場合は、障害児相談支援と連携し、きめ細かい支援へ繋げていきます。	福祉課、 子ども家庭支援センター、
障害者施策との連携強化（地域自立支援協議会への参画）	障害者地域自立支援協議会では、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するよう働きかけます。また、「こども部会」を設置し、特別な支援が必要な子どもの支援に関しネットワークによる支援体制を構築します。	福祉課、 健康課、 子ども家庭支援センター、 学校教育課、 各庁舎市民福祉課
特別支援学校との連携強化	保育所、幼稚園、各小学校で過ごす発達障害児が集団でより適正に活動できるように特別支援学校との連携や交流を図ります。	学校教育課、 子ども家庭支援センター、 各庁舎市民福祉課
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	障害児福祉を推進するため、一定の障害があると認められた児童を監護している父母等に児童が20歳になる月まで手当を支給します。	子育て推進課
補装具等の給付	身体障害にかかる日常動作を補うための補装具の給付を行います。	福祉課、 各庁舎市民福祉課
育成医療給付	身体に障害のある児童に対し、障害を除去又は軽減し生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。	福祉課、 各庁舎市民福祉課
重度心身障害児医療	身体上又は精神上著しい障害を持つ児童の医療を確保することを目的に、医療費の自己負担相当額を給付します。	国保年金課
保育所等における障害児保育の充実	保育所等に通う障害児が集団生活へ適応できるように、専門に保育士を配置し、基本的な生活習慣の形成や健全な発達を促すとともに支援体制の構築を図ります。	子育て推進課、 各庁舎市民福祉課
幼児期の自閉症や発達が気になる子どもへのフォローの充実	発達障害児の早期発見・早期療育を目指し、担当者の資質向上と相談受入れの充実を図るとともに、関係機関との連携を密にしていきます。	健康課、 子ども家庭支援センター、 各庁舎市民福祉課
障害児の療育に関する講座	親が療育について学び、育児不安を和らげるとともに、その子の状態を理解・受容し、子どもの成長に寄り添っていけるようにするための講座を開催します。	健康課、 子ども家庭支援センター、 温海庁舎市民福祉課
障害児を持つ親の会支援	障害児を持つ親の会やサークル活動を支援し、支え合いや交流が深められるようにします。また、自立に向けた相談にも対応します。	健康課、 藤島・温海庁舎市民福祉課
おやこ教室・ことばの教室	ことばの発達やコミュニケーションに課題のある子ども、育児不安のある親等を対象におやこ教室を実施し、遊びを通しての親子の観察や個別相談などにより適切な支援を行います。また、幼児健診後にことばの訓練が必要となった場合、専門員によることばの指導を継続して行い、発達を促します。	健康課、 子ども家庭支援センター、 朝日庁舎市民福祉課

基本施策 2-3	要保護児童等への支援
----------	------------

★事業計画記載事業

主な取組み	内容	担当課
養育支援訪問事業（育 ★ 児支援訪問）	育児不安や育児困難で悩んでいる家庭を保育士が訪問し、育児の相談に応じたり、子育て情報の提供を行います。	子ども家庭支援センター
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ★	児童虐待防止のネットワーク（要保護児童対策地域協議会）において、個々のケースの解決につながる実行ある取組みができるよう組織の充実強化を図ります。	子ども家庭支援センター
児童虐待対策の強化	児童虐待に関する相談や対応の体制を充実させるとともに、児童虐待対応職員、関係課、関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応に努めます。	子育て推進課、 子ども家庭支援センター、 各庁舎市民福祉課

基本目標 3	心身の健やかな成長に向けた教育・保育環境を整備します
---------------	-----------------------------------

基本施策 3-1	就学前教育・保育の充実
-----------------	--------------------

★事業計画記載事業

主な取組み	内容	担当課
施設型給付、地域型保育給付事業 ★	子育て家庭の生活実態や意向を十分にふまえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。	子育て推進課
新規参入施設への巡回支援事業（新規） ★	新規の事業者が円滑に新制度における保育事業を実施できるように巡回支援等を行い、地域ニーズに即した保育事業の充実を図ります。	子育て推進課
実費徴収にかかる補足給付を行う事業（新規） ★	教育・保育の支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得状況などを勘案し、給付対象の教育・保育サービスで必要となる日用品や行事参加等の実費負担分について、市が定める基準に従い費用助成を行います。	子育て推進課
第三子以降の保育料無料化	同一世帯に小学生以下の児童が3人以上いる場合、第3子以降の就学前児童の保育料を無料化し、子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもを生き育てやすい環境づくりを推進します。	子育て推進課
新公立保育所整備（新規）	家族構成の変化や女性の社会進出による保育需要の多様化に対応するため、一時保育や病児保育等、特別保育に対応できる保育所を開設し、家庭の育児機能を補完します。	子育て推進課
認可保育所等の改築・大規模修繕事業	民間・公立の老朽化保育施設の改築・大規模修繕を推進し、児童の安全かつ衛生的な環境整備を図ります。	子育て推進課
保育士の研修	各種研修会への職員派遣及び研修会の開催により、保育士の資質や技術の向上を図ります。	子育て推進課
通園バス運行	保育園児に対しバスによる送迎を実施するなどして、登降園の安全確保と保護者の負担軽減を図ります。	子育て推進課、 藤島・朝日・温海 庁舎市民福祉課
幼稚園就園奨励費事業等	子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、私立幼稚園の設置者に補助金を交付し、保護者の所得に応じて保育料・入園料を軽減します。 ・私立幼稚園就園奨励費事業 ・私立幼稚園子育て支援事業（にこにこ子育て支援事業）	子育て推進課
ブックスタート活動	7か月児健診対象の保護者に絵本の紹介や読み聞かせ指導、絵本の贈呈等を行い、子どもと保護者が絵本を介してゆったりとふれあうきっかけづくりを推進します。	社会教育課、 図書館、 健康課、
子ども読書活動推進計画の推進	全ての子どもがいつでもどこでも読書に親しめるよう、家庭、幼稚園・保育所、学校、地域等、社会全体が連携して読書環境の整備・充実を図ります。	図書館、 健康課、 子育て推進課、 学校教育課、 社会教育課、

基本施策 3-2	放課後児童の居場所づくりの推進
-----------------	------------------------

★事業計画記載事業

主な取組み	内容	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ★	留守家庭児童対策として、学童保育体制の充実を図ります。	子育て推進課、 各庁舎市民福祉課
学童保育利用料減免補助	要保護・準要保護世帯へ学童保育利用料の減免補助を行います。	子育て推進課
放課後子ども教室	全ての子どもを対象に放課後や週末の居場所をつくり、地域住民の協力によって勉強やスポーツ、文化活動を行う取組みを推進します。	社会教育課

基本目標 4	子育てと仕事が両立できる環境をつくります
--------	----------------------

基本施策 4-1	職場環境の整備
----------	---------

★事業計画記載事業

主な取組み	内容	担当課
事業所内保育（地域型 ★ 保育事業）の新設推進	勤務形態に応じた保育が可能となる事業所内保育施設の設置を働きかけます。	商工課、 子育て推進課
一般事業主行動計画の 策定推進	次世代育成支援対策推進法の延長に伴い、事業主は、引続き、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定する必要があります。山形労働局と協力し、制度周知と策定率の向上を図ります。	商工課、 子育て推進課
各種支援制度の定着・ 促進	ワークライフバランスや職場環境の改善のため、勤労者・事業主等の意識改革を進める啓発・情報提供に努めます。 ・育児休業制度の定着・促進 ・短時間勤務制度等の普及・啓発	商工課、 子育て推進課

基本施策 4-2	男女共同参画意識の醸成
----------	-------------

主な取組み	内容	担当課
男女共同参画意識の醸 成	家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識による習慣等を見直すよう啓発するとともに、女性が活躍できる社会の形成に向けた取組みを進めます。 ・男女共同参画計画に基づく各種取組みの推進 ・男女共同参画に関する各種情報発信やシンポジウム・講演会の開催	政策企画課
父親育児教室	家庭における父親の果たす役割を認識し、また、子育ての大切さや楽しさを知ってもらうために講座を開設し、父親の子育てに関する意識の変革を促します。	子ども家庭支援 センター、 健康課

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することが必須事項となっています。

しかしながら、本市における現在の教育・保育の利用は、施設の受入れ年齢や保育時間、勤務先との位置関係等を考慮して利用施設を希望する場合があるほか、保護者による自家用車での送迎や園のバスが広範囲にわたって送迎しているなど、必ずしも小学校区や中学校区などを意識した利用にはなっていない状況にあります。

よって、本市は市全体をもって一つの提供区域とします。

2 幼児期の教育・保育の充実

(1) 量の見込みの算出

■使用データ① 推計人口

単位：人

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
就学前 児童	合計	5,954	5,787	5,672	5,573	5,463	5,319	5,252	5,172
	3-5歳	3,065	2,990	2,980	2,908	2,836	2,730	2,703	2,664
	1-2歳	2,001	1,913	1,822	1,807	1,781	1,756	1,730	1,703
	0歳	888	884	870	858	846	833	819	805
小学生	合計	6,790	6,592	6,424	6,282	6,203	6,135	5,926	5,785
	6-8歳	3,265	3,239	3,180	3,042	2,975	2,966	2,894	2,821
	9-11歳	3,525	3,353	3,244	3,240	3,228	3,169	3,032	2,964

※各年度4月1日の人口。

※コーホート変化率法により推計。

■使用データ② 「鶴岡市子ども・子育て支援ニーズ調査」集計結果

- ・8割の方が0歳児保育を希望
- ・9割の方が1-2歳児保育を希望
- ・3-5歳児では、1割の方が1号認定による教育を、1割の方が2号認定による教育を、8割の方が保育を希望

さらに次の内容も勘案します。

- ・育児休業取得状況や「1歳から利用できる施設があれば、1歳になるまで育児休業を取得する方」、「1年超の育休取得を希望する方」などの利用希望の状況
- ・0歳児クラスは、年度当初から年度末にかけて、出生に伴い利用対象者が増加し、段階的に利用者数も増加すること

■使用データ③ 現在の幼稚園・保育所等の利用状況

単位：人

		25年度		26年度	
		H25.5 (割合)	H26.3 (割合)	H26.5 (割合)	H26.9 (割合)
就学前児童	合計	5,954		5,787	
	3-5歳児	3,065		2,990	
	1-2歳児	2,001		1,913	
	0歳児	888		884	
①幼稚園	合計	829 (13.9%)	—	790 (13.7%)	—
	3-5歳児	829 (27.0%)	—	790 (26.4%)	—
②保育所	合計	3,406 (57.2%)	3,590 (60.3%)	3,436 (59.4%)	3,561 (61.5%)
	3-5歳児	2,177 (71.0%)	2,181 (71.2%)	2,174 (72.7%)	2,175 (72.7%)
	1-2歳児	1,027 (51.3%)	1,048 (52.4%)	1,057 (55.3%)	1,073 (56.1%)
	0歳児	202 (22.7%)	361 (40.7%)	205 (23.2%)	313 (35.4%)
③認可外保育	合計	108 (1.8%)	136 (2.3%)	91 (1.6%)	103 (1.8%)
	3-5歳児	24 (0.8%)	30 (1.0%)	13 (0.4%)	22 (0.7%)
	1-2歳児	66 (3.3%)	69 (3.4%)	60 (3.1%)	53 (2.8%)
	0歳児	18 (2.0%)	37 (4.2%)	18 (2.0%)	28 (3.2%)

※就学前児童は各年4月1日の人口。

※平成26年9月の認可外保育利用は、平成26年10月の利用者数を記載。

※保育所利用は、他市町村の保育所を利用する広域利用委託を含む。

■量の見込み

単位：人

		H27 (割合)	H28 (割合)	H29 (割合)	H30 (割合)	H31 (割合)
就学前児童	合計	5,672	5,573	5,463	5,319	5,252
	3-5歳児	2,980	2,908	2,836	2,730	2,703
	1-2歳児	1,822	1,807	1,781	1,756	1,730
	0歳児	870	858	846	833	819
教育利用希望	合計	775 (13.7%)	756 (13.6%)	737 (13.5%)	711 (13.4%)	703 (13.4%)
	1号 3-5歳児	328 (11.0%)	320 (11.0%)	312 (11.0%)	301 (11.0%)	298 (11.0%)
	2号 3-5歳児	447 (15.0%)	436 (15.0%)	425 (15.0%)	410 (15.0%)	405 (15.0%)
保育利用希望	合計	3,686 (65.0%)	3,672 (65.9%)	3,632 (66.5%)	3,558 (66.9%)	3,540 (67.4%)
	2号 3-5歳児	2,175 (73.0%)	2,123 (73.0%)	2,070 (73.0%)	1,993 (73.0%)	1,973 (73.0%)
	3号 1-2歳児	1,093 (60.0%)	1,120 (62.0%)	1,122 (63.0%)	1,124 (64.0%)	1,125 (65.0%)
	3号 0歳児	418 (48.0%)	429 (50.0%)	440 (52.0%)	441 (53.0%)	442 (54.0%)

※就学前児童は各年4月1日の推計人口。

(2) 量の見込みと確保の内容

単位：人

	年度		平成 27 年度					平成 28 年度				
	年齢		3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	教育・保育の区別		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
	認定		1 号	2 号	2 号	3 号	3 号	1 号	2 号	2 号	3 号	3 号
①量の見込み			328	447	2,175	1,093	418	320	436	2,123	1,120	429
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定子ども園	138	—	99	48	15	338	—	149	48	15
		保育所	—	—	1,845	1,033	347	—	—	1,830	1,053	352
	特定地域型保育事業所	小規模保育	—	—	—	6	14	—	—	—	13	26
		事業所内保育	—	—	—	6	9	—	—	—	6	9
	新制度に移行しない幼稚園			905	—	—	—		655	—	—	—
合計			1,043	1,944	1,093	385		993	1,979	1,120	402	
②-①			268	▲231	0	▲33		237	▲144	0	▲27	
確保方策			認定子ども園/5 施設 幼稚園・保育所からの移行 (定員 300 人増) 保育所/1 施設 定員の見直し (定員 20 人増) 小規模保育事業/2 施設 認可外保育施設からの移行 (定員 20 人増) 事業所内保育事業/1 施設 認可外保育施設からの移行 (定員 15 人増)					認定子ども園/1 施設 幼稚園からの移行 (定員 250 人増) 保育所/1 施設 定員の見直し (定員 10 人増) 小規模保育事業/1 施設 新設 (定員 19 人増)				

	年度		平成 29 年度					平成 30 年度				
	年齢		3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	教育・保育の区別		教育	教育	保育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
	認定		1 号	2 号	2 号	3 号	3 号	1 号	2 号	2 号	3 号	3 号
①量の見込み			312	425	2,070	1,122	440	301	410	1,993	1,124	441
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定子ども園	338	—	149	48	15	338	—	149	48	15
		保育所	—	—	1,828	1,055	352	—	—	1,826	1,057	352
	特定地域型保育事業所	小規模保育	—	—	—	13	26	—	—	—	13	26
		事業所内保育	—	—	—	6	9	—	—	—	6	9
	新制度に移行しない幼稚園			655	—	—	—		655	—	—	—
合計			993	1,977	1,122	402		993	1,975	1,124	402	
②-①			256	▲93	0	▲38		282	▲18	0	▲39	
確保方策												

	年度		平成 31 年度				
	年齢		3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	教育・保育の区別		教育	教育	保育	保育	保育
	認定		1 号	2 号	2 号	3 号	3 号
①量の見込み			298	405	1,973	1,125	442
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定子ども園	338	—	149	48	15
		保育所	—	—	1,825	1,058	352
	特定地域型保育事業所	小規模保育	—	—	—	13	26
		事業所内保育	—	—	—	6	9
	新制度に移行しない幼稚園			655	—	—	—
合計			993	1,974	1,125	402	
②-①			290	1	0	▲40	
確保方策							

※確保の量に不足が生じている場合、当面の間は、保育所等における利用定員の弾力化と認可外保育施設での受入れを想定しています。

◆◆◆ 用語の説明 ◆◆◆

特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）。
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ。認可の種類によって、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分類。
地域型保育事業	主に満3歳未満の子どもを対象に行う小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業。市町村による認可が必要。
家庭的保育事業（保育ママ）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を実施。
小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下で保育を実施。事業類型によりA型、B型、C型に分類。
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子とも地域の子ともと一緒に保育。
居宅訪問型保育事業	個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1で保育を実施。
支給認定	保護者からの申請を受け、市町村が保育の必要性等を認定する仕組み。
1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合（教育標準時間認定）。
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合（保育認定）。
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合（保育認定）。
保育を必要とする事由	次のいずれかに該当する場合。 就労／妊娠、出産／保護者の疾病、障害／同居又は長期入院等している親族の介護・看護／災害復旧／求職活動／就学／虐待やDVのおそれがあること／育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること／上記に類する状態として市が認める場合

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業 …新規

子どもや保護者、妊娠中の方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。子育て家庭のニーズを把握し、情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行うほか、子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携体制づくりも行います。

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	子育て家庭のニーズを実際の利用に結び付ける上で、重要な事業である。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制を整備する（平成 27 年度 新設 1 か所／予定）。				

参考）平成 26 年度実績 …0 か所

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認定こども園・保育所等で、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して保育を行います。

単位：人（実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	940 (28 か所)	960 (29 か所)	980 (30 か所)	1,000 (31 か所)	1,020 (32 か所)
②確保の内容	940 (28 か所)	960 (29 か所)	980 (30 か所)	1,000 (31 か所)	1,020 (32 か所)
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成 31 年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制を整備する。				

参考）平成 25 年度実績 …928 人（27 か所）

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人（実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 合計	1,262	1,288	1,313	1,328	1,333
小 1～3	954	964	974	979	984
小 4～6	308	324	339	349	349
②確保の内容	1,262 (29 か所)	1,288 (29 か所)	1,313 (30 か所)	1,328 (30 か所)	1,333 (31 か所)
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成 31 年度までの小学生数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制を整備する（平成 27 年度 新設 1 か所／予定）。				

参考）平成 26 年度実績 …登録者数 1,107 人（内 低学年 822 人、高学年 285 人）、28 か所

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保の内容	100	100	100	100	100
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績から需要を見込む。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 実績 …平成 23 年度 0 人日、24 年度 10 人日、25 年度 0 人日、26 年度 60 人日（見込み）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	858	846	833	819	805
②確保の内容	858	846	833	819	805
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの実績から需要を見込む（実施割合 100%）。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成 25 年度実績 …906 人（実施割合 100%）

(6) 養育支援訪問等事業

■養育支援訪問事業（出前保育）

養育支援が特に必要な家庭に対して、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人（実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40	42	44	46	48
②確保の内容	40	42	44	46	48
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの実績から需要を見込む。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制の拡充を図る。				

参考) 平成 25 年度実績 …対象実人数 38 人（実世帯数 27 世帯）、訪問回数 357 回

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整関係職員やネットワーク構成員の専門性の強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

参考) 平成 25 年度実績 …代表者会議、実務者会議、研修会、広報啓発活動、個別ケース検討会議等実施

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	37,800 (18 か所)	37,800 (18 か所)	37,800 (18 か所)	37,800 (18 か所)	37,800 (18 か所)
②確保の内容	37,800 (18 か所)	37,800 (18 か所)	37,800 (18 か所)	37,800 (18 か所)	37,800 (18 か所)
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成 31 年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成 25 年度実績 …37,886 人回 (17 か所)

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 合計	39,010	25,460	25,460	25,460	25,460
1号認定	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
2号認定	37,940	24,390	24,390	24,390	24,390
②確保の内容	39,010	25,460	25,460	25,460	25,460
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成 31 年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制を整備する。				

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,760	4,680	4,590	4,470	4,410
②確保の内容 合計	4,365	4,465	5,465	5,465	5,465
保育所	3,000 (13 か所)	3,100 (14 か所)	4,100 (15 か所)	4,100 (15 か所)	4,100 (15 か所)
ファミサポ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
トワイライト	365	365	365	365	365
②-①	▲395	▲215	875	995	1,055
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成 31 年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	【保育所】 量の見込みに合わせて、実施体制を整備する。 【ファミリー・サポート・センター】【トワイライトステイ】 現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成 25 年度実績 …保育所 2,891 人日 (11 か所。内 一時預かり 2,396 人日、特定保育 495 人日)、
ファミリー・サポート・センター 約 1,000 人日 (平成 24 年度・25 年度の平均)、
トワイライトステイ 2 人日

(9) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	3,790	3,724	3,651	3,554	3,510	
②確保の内容	合計	2,850	3,430	4,890	4,890	4,890
	病児・病後児	720	1,300	2,760	2,760	2,760
	体調不良児	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	ファミサポ	130	130	130	130	130
②-①	▲940	▲294	1,239	1,336	1,380	
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成31年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。					
確保方策	【病児・病後児対応型】 量の見込みに合わせて、実施体制を整備する（平成28年度 新設1か所、平成29年度 新設1か所/予定）。ほかに、広域利用も計上（三川町130人日）。 【体調不良児対応型】【ファミリー・サポート・センター】 現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。					

参考) 平成25年度実績 …病児・病後児対応型 328人日（内 広域利用（三川町）129人日）、
 体調不良児対応型 2,057人日
 ファミリー・サポート・センター 約130人日（平成24年度・25年度の平均）

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	合計	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
	就学児	700	700	700	700	700
	幼児	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	病児	130	130	130	130	130
②確保の内容	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	
②-①	0	0	0	0	0	
量の見込みの説明	これまでの利用実績から需要を見込む。					
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。					

参考) 実績 …平成24年度1,907人日、平成25年度1,760人日

★再掲
★再掲

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10,976	10,822	10,656	10,477	10,296
②確保の内容	10,976	10,822	10,656	10,477	10,296
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの実績から需要を見込む（1人あたり12.3回受診）。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成25年度実績 …一般健康診査11,255人回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 …新規

教育・保育の支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育サービスで必要となる日用品や行事参加等の実費負担分について、市が定める基準に従い費用助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 …新規

新規の事業者が円滑に新制度における保育事業を実施できるように巡回支援等を行い、地域ニーズに即した保育事業の拡充を図ります。

4 教育・保育等の一体的提供と提供体制の確保

(1) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることをふまえ、次のような点に留意しながら教育・保育を提供していきます。

- ・乳幼児期の発達の連続性の理解
- ・発達段階に応じた主体的な活動の支援
- ・他者との関わりや基本的な生きる力の獲得

また、質の高い教育・保育の提供を通じて、全ての子どもが健やかに成長するように支援するため、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上に努めます。

①幼稚園教諭や保育士等の合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

②特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

全ての子どもの健やかな育ちを保障するため、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう職員の資質向上に努めるとともに、専門機関との連携を強化します。

③教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的拡充や質の改善を図ることに伴い、その担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題になることが予想されます。今後とも国の制度等を活用し、職員の処遇改善に努めます。

このほか、地域子ども・子育て支援事業については、次のような点に留意しながら充実させていきます。

- ・妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- ・保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ・発達段階に応じた子どもとのかかわり方等に関する保護者の学びの支援
- ・安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ・地域活動との結びつき、人材の活用

このように、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもの育ちと子育てを支援していきます。

(2) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しており、中でも認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち教育・保育を一体的に提供する施設、また、地域の子育て支援も行う施設として位置付けられています。

本市では、平成27年4月に5園、平成28年4月に1園が既存施設から認定こども園へ移行を予定しています。継続して認定こども園の普及を図っていきますが、教育・保育の量の見込みや地域の実情を考慮するとともに、既存施設からの移行については、事業者の意向や施設の状況を十分にふまえながら進めることとします。

(3) 社会情勢の変化に対応した保育環境の整備

社会環境の変化等による地域コミュニティの脆弱化や核家族化の進行に伴い、子育てを取り巻く環境や子育てに対する意識も変化しています。育児経験の不足から、育児不安を抱える親が増えており、身近な家族や地域の中でのコミュニケーションを通じた子育て支援ができていない状況がみられます。

① 公立保育所の今後のあり方

公立保育所の運営は、「鶴岡市行財政改革大綱」（平成 23 年 7 月）において事務事業全般の見直し対象の一つとされています。保育は民間の持つ技術・サービスを利用できる分野として民営化を推進することを基本にしつつ、市全体の保育の底上げを図るために新たな役割を担う中核的な公立保育所を整備し、社会情勢の変化に対応した保育環境を整えます。

- ・ 保護者や他の保育所からの相談も受け持つ「子育て支援の拠点」機能
- ・ 幼児教育や保育の質向上のための研究など「先駆的取組みを行う」機能
- ・ 民間保育所との研修の相互受入れなどによる「基幹的役割を担う」機能
- ・ 臨床発達心理士の資格を持つ保育士を配置し、障害児を受け入れるとともに、各保育所・保護者等をも支援する「障害児保育支援の拠点」機能
- ・ 児童虐待などの事例に対処する「セーフティネット」機能

② 少子化に伴う保育所の整備等に関する検討

人口減少地域では、児童数の減少により、集団の中での成長を育むことが困難になっている保育所もあります。今後、市街地保育所と連携するなどの改善策を図るほか、小規模保育事業の実施等も検討していきます。

市街地では、特に低年齢児で慢性的に希望する保育所への入所を待っている児童がいるものの、全市的な少子化に伴い、将来的に予想される保育ニーズの縮小にも注意しながら、民間立を含め保育体制の再編を検討していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設は、認定こども園、幼稚園、保育所ですが、小規模保育事業等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな 3 歳未満児の保育を提供します。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えています。

また、地域型保育事業は、小規模かつ 0～2 歳児までの事業であることから、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を必要としています。

こうしたことから、地域型保育事業を利用した子どもが、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図っていきます。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携

園児の就学にあたり、一貫した教育にたつて指導を行う観点から小学校区ごとに幼保小連絡協議会を開催し、幼稚園、保育所、小学校の職員らが連携して情報を共有しています。この幼保小連絡協議会をベースとして、意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、スムーズな就学支援に取り組んでいきます。

5 放課後子ども総合プランの推進

(1) 計画策定について

近年の子どもを取り巻く環境の変化をふまえ、放課後に児童が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的に、文部科学省及び厚生労働省連携のもと、平成 19 年度から、放課後児童クラブと放課後子ども教室からなる「放課後子どもプラン」を推進してきました。本市においては、放課後子どもプランに基づき、平成 26 年度現在 37 小学校区のうち、8 小学校区で放課後子ども教室、22 小学校区で 28 の放課後児童クラブを実施し、放課後対策に取り組んできました。

平成 26 年 7 月、国は、共働き家庭等の「小 1 の壁」対策として、児童の放課後等の居場所の確保や次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう総合的な放課後対策を講じる必要があるとして、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型を中心とした計画的な整備等を進めることを趣旨とした「放課後子ども総合プラン」を策定しています。

以下の計画は、国の施策に基づき、平成 31 年度末までの放課後児童クラブの目標事業量、放課後子ども教室の整備計画、小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策等について行動計画として策定するものです。

(2) 行動計画

①放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

これまでの利用実績とニーズ調査集計結果からの需要見込みをふまえ、現在の 28 か所から平成 31 年度までに、31 か所とすることを目指します。

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

平成 31 年度までに、4 か所整備することを目指します。

③放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

全ての小学校区を調査、把握し、実情に応じて実施に向けて計画的な整備を推進します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施に関する具体的な方策

共通プログラムを実施する場合は、企画段階から放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場を設けます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

教育委員会、福祉部局及び学校の各関係者が話し合う機会を持ち、小学校の余裕教室等の活用について検討します。なお、余裕教室等の活用については、「学校使用許可及び使用基準」に則して積極的に推進していきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行うとともに、関係者等は定期的に情報交換の場を設け、必要に応じて余裕教室の活用方法や連携について検討します。

なお、放課後活動の実施にあたっては、責任体制を明確化して進めていきます。

⑦放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

地域のニーズや実情をふまえて、放課後児童クラブの開所時間を延長する取組みについて、国の財政支援を活用して推進していきます。

6 関連施策

(1) 総合的な少子化対策の推進

全国的に人口減少が進むなか、本市の人口減少を抑え、持続可能な希望あふれる地域社会を構築するため、出会いから結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

なお、国ではまち・ひと・しごと創生法に基づき人口減少・少子化対策等を中核的な内容とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、本市でもそれをふまえて地方版総合戦略を平成27年度に策定する予定であることから、そうした総合戦略との整合性も図っていきます。

①結婚・妊娠・出産・育児の総合支援

地域全体で結婚を後押しする環境を整え、妊娠・出産・育児について、切れ目なく市民に寄り添い、特色ある支援策を推進して、子どもを産み育てやすい環境を整備します。

②仕事と家庭の両立支援

育児休業や子育てに関する支援制度の普及啓発を図るとともに、育児休業取得を促進する支援制度を創設し、仕事と家庭生活の両立を支援します。

③少子化対策の普及啓発

子育て世代への妊娠・出産・子育て等にかかる相談体制や情報提供の充実に取り組むとともに、高校生等を対象に赤ちゃんとのふれあいの機会を提供して、子どもへの愛着や子どもを持つ喜びの醸成を図るほか、地域や社会全体で子育てを支援する機運を高めるなどして、将来に向けた安全・安心な出産・子育てを推進します。

(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

近年の経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、共働き家庭が増加する傾向にあります。一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後の休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

①教育・保育施設等の情報提供

保護者が産後の休業や育児休業明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供をします。

②教育・保育施設等の環境整備

育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、教育・保育施設の整備や地域型保育事業の推進に計画的に努めていきます。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の充実

■児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待は深刻な社会問題のひとつとなっています。子どもが虐待を受けずに健やかに成長できる仕組みを、子どもに携わる様々な機関や関係者が、連携を深めながら作り上げていくことがますます重要になってきています。

- ①要保護児童対策地域協議会の運営により、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、警察、医師などの関係機関との連携を図り、虐待を発見した場合の早期対応及び適切な保護を図ります。
- ②児童虐待を防止するための相談体制として、児童虐待等の問題に対応する相談窓口や、乳幼児の発達や子育てに関する保護者の悩みに対応する相談窓口の更なる充実を図っていきます。
- ③児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応の取組みとして、保育所や幼稚園、学校、医療機関、民生委員児童委員等を中心に地域との連携を図ります。また、乳幼児健康診査や各種予防接種の未受診、未接種の状況把握を通して、虐待の未然防止、早期発見を行います。

■ひとり親家庭の自立支援の推進

乳幼児や児童を抱えたひとり親家庭に対しては、それぞれの家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。

- ①経済的支援として、生活の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当の支給や、医療費の助成を行います。ほかにも、就職や転職に有利な資格を取得するため、養成機関で訓練を受ける場合の訓練促進給付金も支給します。
- ②就業支援として、ハローワークと鶴岡市福祉事務所が連携し、就労自立促進事業実施計画を策定し、児童扶養手当受給者で就労意欲の高い人に積極的に就職の斡旋を行います。
- ③相談体制として母子・父子自立支援員を配置し、様々な問題解決をサポートします。

■障害児施策の充実

次代を担う子どもたちの健やかな成長を促していくためには、障害や発達の課題の有無に関わらず、子ども一人ひとりに適切な支援を行う必要があります。

認定こども園、幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校などでは、保育士や教員など子どもを直接支援する職員が資質向上を図るべく、各種支援策の理解を深め、その後の円滑な支援につながるようにしていきます。併せて、本人と保護者、各行政機関、学校等が、教育や保育など必要な支援等について適切な連携、相談体制による合意形成を図るほか、家族が適切に子育てを行うことができるよう家族支援を行います。

- ①妊婦健診や乳幼児健診等において、障害の早期発見に努め、経過観察が必要な乳幼児については幼児発達相談等を実施し、必要な専門機関への相談や療育への支援を行います。
- ②幼稚園や保育所等の入所児童の障害を早期に発見し、適切な教育・保育を行うため関係機関の連携を図り、障害児の受入れ環境整備と切れ目ない支援体制を構築します。また、発達の気になる子どもの保育方法等については、鶴岡市子ども家庭支援センターが市内の保育所等からの相談内容に応じ、指導及び助言を行います。

- ③心身の発達に不安のある子どもを持つ保護者への相談体制として、家庭訪問や電話相談を実施します。
- ④障害のある児童が身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育を適切に提供します。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組みを推進します。
- ⑤経済的支援として、重度の心身障害児に対する医療費の助成や、障害児童福祉手当等を支給します。
- ⑥特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者などは、障害など特別な支援が必要な子どもの受入れに可能な限り努めるほか、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ります。

これら障害児施策の充実等に関する内容は、鶴岡市障害福祉計画（平成27年4月から平成30年3月まで）で定める施策と連携を図り、推進していきます。

（４）労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する施策の連携

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担など環境整備や意識の醸成に向け、継続的に働きかけます。

①子育てしやすい職場環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働く男女がともに育児休業を取得したり、短時間勤務を利用したりできるなど子育てに参加しやすい職場環境整備のために、関係機関と連携を図り、事業主及び就労者双方に対して意識啓発を行います。

また、次世代育成支援対策推進法の延長に伴い、事業主は、引続き、労働者の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定する必要があります。山形労働局と協力し、制度周知と策定率の向上を図り、子育てしやすい就労環境づくりを行うよう働きかけます。

②育児休業の取得促進

育児休業取得を促進するため、仕事と家庭生活の両立を支援している企業に対し、市の公共工事参加の際の格付や商工業者への支援施策において配慮することなどにより、事業主を支援し、働きながら子育てをしやすい環境を整えます。

③工業団地等への事業所内保育（地域型保育事業）の新設推進

企業へニーズ調査、ヒアリング調査を行い、事業所内保育施設の設置を働きかけます。

④男女共同参画意識の啓発

家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識による習慣等を見直すよう啓発するとともに、女性が活躍できる社会の形成に向けた取組みを進めます。

このほか、父親母親が協力して子育てを行うため、「パパママ教室」や「父親育児教室」を実施し、父親の育児参加への意識向上に取り組みます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたりましては、計画の基本理念である「恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし 子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡」の実現に向けて、市の重点課題と捉え、庁内の関係部署が連携を図り、施策を推進してまいります。

また、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業関係者、学校、企業、地域などとも連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組みを広げていきます。

2 進捗状況の管理・評価

計画の進捗については、鶴岡市子育て推進課が実績や課題の整理を行うとともに、鶴岡市児童福祉審議会に報告し、意見・評価を伺いながら進行管理を行ってまいります。

このほか、本計画と密接な関係を持つ少子化対策は人口減少対策総合戦略会議を設置して全庁的に取り組んでいます。人口減少対策総合戦略会議にも進捗状況を報告し、意見・評価を受けながら取組みを進めていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。